

27年度軽自動車税の納税通知書を発送します



バイクや軽自動車などの所有者に課税される「27年度軽自動車税」の納税通知書を5月11日(月)に発送します。納税通知書の裏面に記載されている金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

なお、27年度から税率の変更が予定されていましたが、27年度税制改正により、原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車・雪上車の税率の引き上げは1年間延期となり、28年度から変更となります。また、27年度中に新規登録した三輪および四輪以上の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、28年度に限り税率

表1 原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車など

区分	27年度まで	28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
二輪の軽自動車など(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用のもの	1,600円
	その他	4,700円
雪上車	2,400円	3,600円

表2 三輪および四輪以上の軽自動車

27年3月31日以前に登録された新車(既存車)については①の税率となります。27年4月1日以降に登録する新車(初めて車両番号の指定を受ける車)は②の税率となります。新規登録から13年を経過した車両は③の税率となります(28年4月1日から適用)。

区分	①現行および、27年3月31日までの登録車		②27年4月1日以降の新車	③新規登録後13年超(重課税)※1
	軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	5,500円
乗用 自家用			7,200円	10,800円
貨物用		営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円

(※1) 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車・被けん引車を除きます。

表3 軽課(28年度に限る)

27年度に新規登録した一定の環境性能を有する三輪および四輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例が導入されます。

区分	標準税率	軽課			
		おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減	
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円
		乗用 自家用	10,800円	8,100円	5,400円
	貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円
三輪のもの		3,900円	3,000円	2,000円	

納期内納税キャンペーンを東久留米駅前で行います



5月14日(木)に東久留米駅前で「納期内納税キャンペーン」を実施します。当日は、市職員が駅頭に立ち、ポケットティッシュなどを配布し、市税の納期内納税を呼び掛けます。朝の通勤時間帯ではありませんが、ご理解いただきますよう、お願いいたします。詳しくは納税課☎470・7730へ。



▶キャンペーン当日の朝、市職員が市税などの納期内納税を東久留米駅周辺で呼び掛けます

市税などの納期一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
6月1日	第1期				第1期
6月30日		第1期			
7月31日	第2期		第1期	第1期	
8月31日		第2期	第2期	第2期	
9月30日			第3期	第3期	
11月2日		第3期	第4期	第4期	
11月30日			第5期	第5期	
12月25日	第3期		第6期	第6期	
2月1日		第4期	第7期	第7期	
2月29日	第4期		第8期	第8期	
3月25日			第9期		

27年度児童育成手当 新規申請の受け付けを開始します

開始します

児童育成手当は5月申請分以降、27年度(26年中)の所得を対象に審査を行います(下表参照)。児童育成手当(育成手当、障害手当)の支給対象に該当する方で、これまで所得超過などにより支給していない方のうち、新たに該当すると思われる方は、早めに申請してください。

手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。申請は随時受け付けていますが、申請が遅れた場合、遅れた月数分の手当が受けられませんが、5月中旬に児童青少年課(市役所2階)へ申請してください。



「支給対象」次の児童を扶養している方

▼育成手当 次のいずれかに該当する18歳到達後の最初の3月末日までの児童

①父または母が死亡②父母が婚姻を解消③父または母が生死不明④父または母が1年以上遺棄している⑤父または母に保護命令が発令されている⑥父または母が1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず懐胎し、父に養育されて

いない⑧父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

▼障害手当 次のいずれかに該当する20歳未満の児童

①身体障害者手帳1・2級程度②愛の手帳1・3度③脳性まひ、または進行性筋萎縮症

【必要書類】①認め印②銀行口座の分かるもの③請求者および児童の戸籍謄本(障害手当のみ申請の場合は不要)④27年1月2日以降に市へ転入した方は、27年度所得証明書※受給要件によっては、他の書類が必要となりますので、児童青少年課助成支援係☎470・7736へ問い合わせてください。なお、現在受給中の方は、6月中旬に現況届を郵送しますので、必ず提出してください。

詳しくは同係へ。

27年度(26年分) 児童育成手当の所得制限限度額表

扶養親族などの人数	所得額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以降1人増すごとに加算する金額	38万円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき加算する金額	10万円
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき加算する金額	25万円
所得から控除する金額	
社会保険料相当額(一律)	8万円
寡婦(夫)、障害、勤労学生控除	27万円
特別の寡婦控除	35万円
特別障害者控除	40万円
雑損、医療費、小規模企業共済掛け金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額

国民健康保険 26年11月分の診療費をお知らせします



国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解、ご協力をお願いいたします。

◎一般被保険者Ⅱ診療費件数 2万2689件▼診療費 5億7782万8093円▼1件当たりの金額 2万2689円(前年度比93・1%)

◎退職被保険者Ⅱ診療費件数 1253件▼診療費 314万7020円▼1件当たりの金額 2万6454円(前年度比109・0%)

※出典は国民健康保険毎月

事業状況報告(2月報)をご存じですか? 夜間・早朝加算

平日の診療時間内でも、夜間(午後6時~10時)や早朝(午前6時~8時)の時間帯に診療所での診察を受けた場合、「夜間・早朝加算」(初診・再診ともに10割で500円)が上乗せされます。例えば、午後8時まで診療している診療所に午後7時に行った場合も、この上乗せ料金が発生します。土曜日は正午~午後10時と午前6時~8時、日曜日は午前6時~午後10時に診療時間として営業している診療所に受診した場合、加算されます。これは、患者さんが受診しやすい時間帯に開業する診療所を増やす狙いがあり、設けられた上乗せ料金です。受診しやすい時間帯に診療所が開いているのはありがたいことですが、こうした上乗せ料金があることを知って、平日の場合、できるだけ午前8時~午後6時に受診すると医療費節約につながります。詳しくは保険年金課☎470・7733へ。